

負担軽減及び処遇改善

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

1. 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
2. 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
3. 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
4. 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
5. 当直翌日の業務内容に対する配慮（遅くとも午後には退勤）
6. 主治医制見直しの実施（交替勤務制もしくは複数主治医制の実施を導入）
7. 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

1. 業務量の調整（時間外労働が発生しないような業務量の調整）
2. 看護職員と他職種との業務分担
3. 看護補助者の配置
4. 主として事務的業務を行う看護補助者の配置
5. 看護補助者の夜間配置
6. 短時間正規雇用の看護職員の活用
7. 多様な勤務形態の導入
8. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
9. 院内保育所の設置と夜間保育の実施
10. 夜勤負担の軽減（夜勤従事者の増員）

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

1. 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組み
2. 院内保育所の設置（夜間帯の保育や病児保育の実施）
3. 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
4. 医師の時間外・休日・深夜の緊急対応、日当直についての負担軽減及び処遇改善
5. 特定行為研修修了者の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減
6. 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減

令和7年5月 安全衛生委員会